日本海羽越広域観光推進協議会
令和８年度旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　日本海羽越広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）は、協議会エリア（山形県鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村、新潟県村上市・関川村・粟島浦村をいう。以下同じ。）への観光誘客を図るため、バスまたはジャンボタクシー（以下「バス等」という。）を利用した宿泊旅行商品の造成に対して予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（助成対象）

第２条　この要綱による助成対象者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条に基づき旅行業の登録を受けている旅行事業者等とする。ただし、日本国外に主たる営業所を有し、日本国内において旅行業法の適用を受けて旅行業の登録を必要としない旅行事業者については、当該登録の有無を要しない。

（助成要件）

第３条　この要綱による助成は、次の要件を全て満たし、日本海羽越広域観光推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

（１）令和８年７月１日から令和９年３月 31 日までの間に催行する旅行商品であること。

（２）協議会エリア内の２市町村以上に立ち寄る宿泊旅行商品（休憩のみの立寄りは除く）で、バス等を利用した募集型企画旅行商品であること。

（３）１催行あたりの催行人数がバス１台につき 10 名以上、ジャンボタクシー１台につき５名以上であること。

（４）宿泊先が協議会エリアにある宿泊施設であること。

（５）販売商品には、本助成制度が適用となっている旨（協賛：日本海羽越広域観光推進協議会）を、広報媒体等に記載すること。

（６）国や各自治体等が実施する他の助成制度等との併用も可能とする。

（助成額等）

第４条　助成額は、バス等１台あたり 50,000 円とする。

２　助成要件を満たす旅行商品のうち、次の表の「加算対象」に該当するものについては、本条第１項に規定する「助成額」に次の表の「加算額」を加算した金額を交付する。

区分	加算対象	加算額
羽越本線利用加算	旅程に羽越本線（新津駅－秋田駅）の鉄道利用を組み入れた旅行商品	50,000 円
近隣空港利用加算	旅程に新潟空港、仙台空港、秋田空港、山形空港又は庄内空港の利用を組み入れた旅行商品	50,000 円

３　本助成金は複数回交付を受けることができるが、１事業者あたりの交付限度額は 200,000 円とする。

（助成期間区分）

第５条　助成対象の旅行商品は、出発日を起点として以下の３期間に区分し、期間毎に予算額を設定する。

夏期（7 月～8 月催行）、秋期（9～11 月催行）、冬期（12 月～3 月催行）

（交付申請手続）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、旅行商品造成届（様式第１号）に関係書類を添えて、当該旅行商品の催行日の 14 日前まで協議会に提出すること。

（認定）

第７条　協議会は、旅行商品造成届の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であることを確認した上で、認定書を交付する。

（交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとする旅行事業者等は、助成金交付申請書（様式第２号）に必要書類を添えて、催行後速やかに協議会に提出すること。

（助成金交付）

第９条　協議会は、前条の交付申請書の提出があった場合、確認のうえ受理し、当該申請のあった助成金を、原則として 30 日以内に交付する。

２　交付にあたり、海外の旅行事業者に対する送金及び入金等にかかる手数料等は、助成金の内から支出されるものとする。また、助成金の決定及び支払いは日本円建てで行われるものであり、為替レートの変動については、これを考慮しない。

（その他）

第 10 条　予算の都合上、助成期間中にかかわらず、助成額が第５条に規定する各期間の予算額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

２　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 8 年 6 月 19 日より施行する。